

市有財産を売却します

市有財産売払一般競争入札募集要項 (期間入札)

※この入札に参加するには、事前に参加申込みが必要です。

入札への参加を希望される方は、この募集要項をよく読み、内容を十分把握したうえでご参加ください。

※入札は期間入札により実施します。



令和7年10月1日
久留米市総務部財産管理課
電話0942 (30) 9059

一般競争入札【期間入札】による市有地売却の概要

入札参加申込

○入札参加申込期間（→詳細6ページ）

物件1：令和7年10月 1日（水）～令和7年11月 4日（火）

物件2：令和7年10月 1日（水）～令和7年11月11日（火）

○提出書類（→詳細4、5、6ページ）

①市有財産競争入札参加申込書

②入札共有者名簿 ※共有の場合のみ

③身分証明書等 個人：身分（身元）証明書

法人：法人登記現在事項証明書及び役員一覧

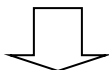
④納税証明書等（国税・県税・市税、3種類の納税証明書等の全てが必要です。）

○受付場所（→詳細6ページ）

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3 久留米市本庁舎 7 階 総務部財産管理課
郵送または持参にて受け付けます。

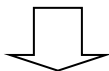
郵送にて提出される場合は、必ず簡易書留又は一般書留にて送付してください。

○参加申込受付後、入札書等の入札に必要な書類を交付します。（→詳細 6 ページ）



入札保証金の納付

入札参加申込受付後に久留米市指定口座へお振り込みください。（→詳細7ページ）



入札【期間入札】

○入札期間（→詳細8ページ）

物件1：令和7年11月 5日（水）～令和7年11月12日（水）

物件2：令和7年11月12日（水）～令和7年11月19日（水）

○提出書類（→詳細8、9ページ）

①入札書

②入札共有者名簿 ※共有の場合のみ

③入札書を封入した入札書提出用封筒

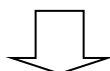
④入札保証金納入通知書（裏面に入札保証金納付済を証する金融機関発行の「振込受付書等」のコピーを貼付したもの）

⑤入札保証金返還請求書

○受付場所（→詳細8ページ）

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3 久留米市本庁舎 7 階 総務部財産管理課
郵送または持参にて受け付けます。

郵送にて提出される場合は、必ず簡易書留又は一般書留にて送付してください。



開札

○日時（→詳細10ページ）

物件1：令和7年11月13日（木）

物件2：令和7年11月20日（木）

○場所（→詳細10ページ）

久留米市城南町15番地3 久留米市本庁舎 7階会議室

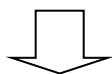
○開札の立会（立会は任意です）（→詳細10ページ）

1入札者あたり1名まで

○落札者の決定（→詳細10、11ページ）

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

※同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。



契約の締結・売買代金の納付

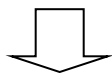
○契約の締結（→詳細10、11ページ）

落札決定の日の翌日から起算して6日以内に売買契約を締結してください。

契約時に契約保証金（売買代金の1割。後日売買代金に充当します。）を納付してください。

○売買代金の納付（→詳細11ページ）

契約締結の日から60日以内に残金を納付してください。



所有権の移転・引渡し・登記

○所有権の移転・引渡し（→詳細11ページ）

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件引渡しがあったものとします。

○登記（→詳細11ページ）

所有権移転の登記手続きは、久留米市が行います。登録免許税等の必要な費用は、購入者の負担となります。

久留米市有財産売却一般競争入札募集要項

1. 売払い物件について

(1) 売払い物件一覧

物件 番号	物件の所在地等	地目	実測面積	予定価格 (最低売却価格)
1	久留米市城島町下田字六月 355 番 2	宅地	558.99 m ²	7,380,000 円
2	久留米市荒木町荒木字山ノ内 1308 番 3 同所 字坂の上 557 番 80	ため池	442.89 m ²	14,700,000 円
		宅地	0.06 m ²	
			計 442.95 m ²	

※詳しくは物件の詳細をご覧ください。

2. 売払いの方法

一般競争入札により、売払います。一般競争入札とは、市があらかじめ決めた予定価格以上で最も高い価格をつけた者に売却する方法です。

入札は期間入札により実施します。期間内に郵送等により入札書を提出してください。

入札参加申込者、入札者がいない物件については、先着順により売払います。

3. 土地利用条件等

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に 10 年間は使用することはできません。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はそれらに類するものの用途に供さないこと。
- (3) 売買契約締結の日から 5 年間、売買物件を契約締結時に提出する普通財産譲渡申請書に記載した用途と別の用途に供さないこと。また、売買物件の一部又は全部を第三者に譲渡する場合にもその用途を遵守させること。ただし、やむをえない事情により、事前に書面により申請し、本市の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (4) 全ての物件については現状渡しとなるが、契約者は無整備で第三者へ譲渡をしないこと。

4. 入札参加資格

- (1) 個人又は法人とします。
- (2) この入札に参加できる者は、以下に掲げる要件の全てに該当する者とします。

なお、資格要件を確認するため、必要に応じて提出された書類等に基づき警察に照会することがあります。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ② 久留米市または他の地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと
- ③ 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと
- ④ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営

状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ、更生計画又は再生計画の履行が完了していない者でないこと

- ⑥ 当該物件に関する事務に従事する職員でないこと

- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと、次に掲げる者でないこと

（ア）当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用途に供しようとする者

（イ）法人の役員等（「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。以下同じ。）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

（ウ）次のいずれかに該当する者

（a）暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき

（b）役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき

（c）暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき

（d）暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき

（e）暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、c又はdに該当する行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など市が求めた是正措置を行わないとき

（f）自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき

（g）暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき

（h）役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき

（i）役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき

（j） a から i までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該者と契約を締結したとき

（k） a から i までのいずれかに該当する者であることを知らずに当該者と契約を締結していた場合であって、当該事実の判明後速やかに契約の解除など甲が求めた是正措置を行わないとき

（エ）前記 ア）から ウ）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

5. 入札説明

入札説明会はありません。入札について来庁による質問がある場合は、事前に電話で予約の上
来庁してください。

6. 入札参加申込の方法

(1) 入札参加申込の受付場所

入札参加申込の受付場所は次のとおりです。郵送または持参にて受け付けます。郵送にて提出される場合は、必ず簡易書留又は一般書留にて送付してください。

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3 久留米市本庁舎 7 階 総務部財産管理課

(2) 入札参加申込書

入札に参加しようとする方は、市有財産競争入札参加申込書【様式 1】に次の必要書類を添付し、受付期間内に提出してください。共有による入札の場合、入札共有者名簿【様式 1-2】も必要です。

※複数の物件への入札参加の場合でも参加申込書は 1 部で構いません。(申込欄に「○」印を記入してください。)

(3) 添付書類

①個人は、身分（身元）証明（本籍地の市町村役場で発行しています。）

②法人は、法人登記現在事項証明書および役員一覧

③納税証明書等（国税・県税・市税、3 種類の納税証明書の全てが必要です。）

（ア）国 税…国税に未納がない証明（個人：所得税等（納税証明書その 3 の 2））

（法人：法人税等（納税証明書その 3 の 3））

（イ）都道府県税…都道府県税に未納がない証明

（ウ）市 町 村 税…市町村税及び国民健康保険料（税）に未納がない証明

④共有で入札する場合は入札共有者名簿【様式 1-2】

(4) 受付期間

受付期間は次表のとおりです。受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

※期間内の土・日曜日及び祝日は受付を行いません。

※物件ごとに締め切り日が違うのでご注意ください。

※郵送、持参ともにこの期間に申込書等の必要書類が到達しない場合、入札への参加はできませんので、余裕を持って提出してください。

物件 番号	物件の所在地等	受付期間
1	久留米市城島町下田字六月 355 番 2	令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 11 月 4 日（火）
2	久留米市荒木町荒木字山ノ内 1308 番 3 久留米市荒木町荒木字坂の上 557 番 80	令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 11 月 11 日（火）

7. 入札必要書類の交付

入札参加申込受付後に、本市より入札に必要な次の書類等を交付します。(①⑤以外の様式は本要項付属のものや久留米市のホームページからダウンロードしたものも使用可能です。)

- ①入札参加申込受付書（入札参加申込書の写に本市が受付印を押印したもの）
- ②入札書【様式 3】 ※複数の物件に入札する場合は、物件ごとに必要です。
- ③入札保証金納入通知書【様式 5】 ※物件ごとに必要です
- ④入札保証金返還請求書【様式 6】 ※物件ごとに必要です
- ⑤久留米市入札保証金振込口座のご案内

8. 入札保証金の納付について

入札に参加するには、入札書の提出前に入札保証金を納めていただくことが必要です。

(1) 入札保証金額

入札金額の 5%以上の金額。※予定価格の 5%以上ではありません。

(2) 入札保証金の納付方法

久留米市指定口座へお振り込みください。指定口座は参加申込受付後に交付する「久留米市入札保証金振込口座のご案内」に記載しています。

- ①複数の物件について入札される場合は、物件ごとに入札保証金をお振り込みください。
- ②入札保証金の振り込みに当たっては、振込人（入札参加者）の振込人名の先頭に、必ず“入札”と“物件番号”の記載をしてください。（例：ニューサツブツケン 1 クルメトロ）
- ③振込手数料は入札参加者の負担になります。
- ④入札保証金の振込者は、当該物件の入札者でなければなりません。入札保証金振込者と入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。
- ⑤入札保証金の振込後は、その取消し又は変更はできません。
- ⑥誤って入札保証金を振り込んだ場合は、必ず財産管理課にご連絡ください。
※一括での複数物件への納付はできません。
※金融機関が発行する振込受付書等の写しは入札書提出時に必要となります。

(3) 入札保証金の返還

落札者以外は、入札保証金返還請求書【様式 6】に基づき、開札了後に記載された金融機関の口座へ振込みによりお返しいたします。返還にはお時間をいただきます。

※落札者が契約を締結しない場合にはお返しいたしません。

※入札保証金には利息を付しません。

(4) 入札保証金の充当

落札者が納付した入札保証金は、売買代金又は契約保証金に充当することができます。

9. 入札方法

受付期間内に入札書及び必要書類を提出してください。郵送または持参にて受け付けます。

(1) 入札書等の受付場所

入札書等の受付場所は次のとおりです。郵送にて提出される場合は、必ず簡易書留又は一般書留にて送付してください。

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3 久留米市本庁舎 7 階 総務部財産管理課

(2) 入札の期間

受付期間は次表のとおりです。受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

※期間内の土・日曜日及び祝日は受付を行いません。

※物件ごとに締め切り日が違うのでご注意ください。

※郵送、持参ともにこの期間に入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って提出してください。

※参加申込後に入札を辞退する場合は、必ず電話連絡のうえ、辞退届（様式任意）を提出してください。

※複数の物件への入札参加の場合は、参加される物件ごとに入札書等の提出が必要です。

物件 番号	物件の所在地等	受付期間
1	久留米市城島町下田字六月 355 番 2	令和 7 年 11 月 5 日（水）～令和 7 年 11 月 12 日（水）
2	久留米市荒木町荒木字山ノ内 1308 番 3 久留米市荒木町荒木字坂の上 557 番 80	令和 7 年 11 月 12 日（水）～令和 7 年 11 月 19 日（水）

(3) 提出書類

①入札書【様式 3】

②入札共有者名簿【様式 1-2】※共有の場合のみ

③入札書を封入した入札書提出用封筒

④入札保証金納入通知書【様式 5】

⑤入札保証金返還請求書【様式 6】

(4) 提出書類の作成方法

①入札書

- ・入札者は入札参加申込書の申込人と一致してください。
- ・入札書は鮮明な字体で必要事項等を記入押印し、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。
- ・いったん提出された入札書は、理由の如何にかかわらず、取り消すことや記載内容を変更することはできません。

②共有による入札の場合、入札共有者名簿【様式 1-2】も必要です。

③入札書を封入した入札書提出用封筒

- ・入札書（共有の場合は入札共有者名簿も）を入札書提出用封筒に入れ封かん及び割印し、表面に「入札書在中」と記入し、入札する物件番号を記入してください。裏面には入札参加者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称及び代表者氏名）を記入してください。封筒は市販のもの（長形 3 号 120×235 mm）をお使いください。
- ・一つの封筒に 1 枚の入札書を封入してください。複数の物件に入札する場合は、物件ごとに入札書を作成し、別々の封筒に封入してください。
- ・必ず封印をしてください。
- ・共有の場合は代表者の名義で入札書提出用封筒を作成してください。

※入札書提出用封筒へは入札書（共有の場合は入札共有者名簿も）のみ入れてください。

※記入に不備があった場合は入札が無効になることがあります。

〈記載例〉

表

入札書在中 物件番号〇

裏

入札者住所又は所在地
氏名又は 名称及び代表者氏名

(入札書の押印と同一印)

④入札保証金納入通知書【様式 5】

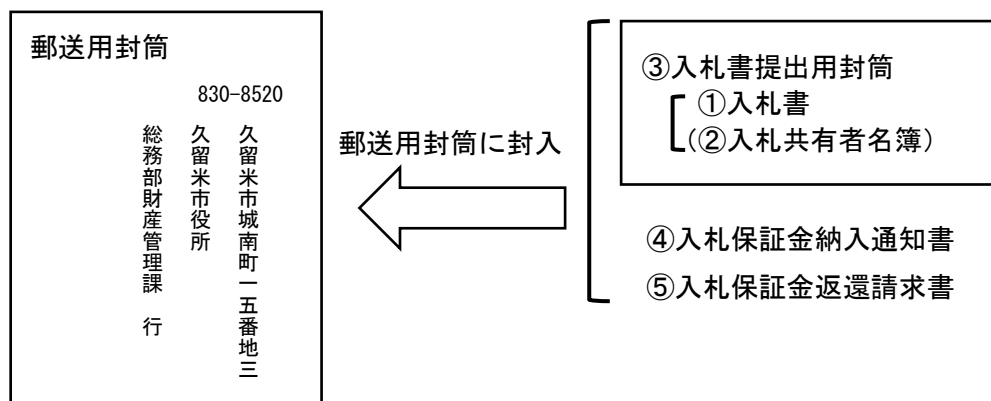
- ・必要事項を記入してください。
- ・入札する物件番号を必ず記入してください。
- ・裏面に入札保証金を納入した際の振込受付書等の写しを貼付してください。

⑤入札保証金返還請求書【様式 6】

- ・必要事項を記入し、押印してください。入札保証金返還用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。共有希望で申込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。
- ・入札保証金返還用口座は、通帳等を確認し正確に記入してください。記入に誤りがあった場合は、返還に日数を要することとなります。

※郵送での提出の場合は郵送用封筒（様式指定なし）に、入札書（①）及び共有の場合は入札共有者名簿（②）を入れた入札書提出用封筒（③）並びに入札保証金納入通知書（④）及び入札保証金返還請求書（⑤）を入れて、必ず簡易書留又は一般書留で確実に上記送付先まで郵送してください（到着が確認できない入札は無効になりますので、ご注意ください。）。

※1物件ごとに郵送用封筒を作成してください。



10. 開札について

(1) 開札の日時

開札の日時は次表のとおりです。

※物件ごとに開札日が違うのでご注意ください。

物件 番号	物件の所在地等	開札日時
1	久留米市城島町下田字六月 355 番 2	令和7年11月13日（木） 10:00～
2	久留米市荒木町荒木字山ノ内 1308 番 3 久留米市荒木町荒木字坂の上 557 番 80	令和7年11月20日（木） 10:00～

(2) 開札場所

久留米市城南町 15 番地 3 久留米市庁舎 7 階会議室

(3) 開札の立会等

入札者等関係者は、1 入札者あたり 1 名まで開札に立会うことができます。（立会は任意）

※入札者等関係者の立会が全くない場合は、本市の指定した者を立会させて開札します。

(4) 入札の中止

①入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し又は延期することがあります。

②入札を中止した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負いません。

(5) 入札の無効

①入札の資格がなくて、入札したとき。

②入札参加申込書を提出していないとき。

③入札書に金額の記載がない又は入札金額が判読できないとき。

④同一物件について、2 通以上の入札書を提出したとき。

⑤入札書に入札者の記名押印がないとき、又訂正箇所には訂正印がないとき。

⑥入札書の金額等に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。

⑦入札保証金が入札額の 5%未満であったとき。

⑧入札者が、協定して入札したと認められるとき。

⑨所定の日時まで所定の入札保証金を納入していないとき。

⑩その他、法令又は入札に関する条件に違反したとき。

(6) 落札者の決定

①市が定める予定価格以上で最も高い価格の入札者をもって、落札者とします。

②落札となるべき同一価格の入札者が 2 人以上ある時は、直ちにくじ引きで落札者を決定します。開札に参加していないものがくじを引く必要があるときは、当該入札に関係のない本市職員によるくじ引きにより落札者を決定いたします。

③落札者（契約予定者）は、速やかに、普通財産譲渡申請書を提出しなければなりません。

④入札の結果について、物件所在地、地目、面積、入札参加者数、落札者（「法人」「個人」の区分のみ）、落札金額を公表することがあります。

※立会しない者が落札者となった場合、開札後直ちに連絡し、以後の手続きについての説明を行います。

11. 契約締結等

(1) 落札者は落札決定の日の翌日から起算して 6 日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第 35 号）第 1 条第 1 項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に落札価格の 10%以上の代金を契約保証金として納付し、売買契約を

締結してください。(入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。) 契約がなされない場合は、その契約は失効します。

(2) 落札者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。

(3) 売買契約書に貼る収入印紙は、購入者の負担となります。

12. 売買代金の納付

(1) 売買代金は、売買契約締結の日から 60 日以内に全額一括納付してください。

(2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。

13. 所有権の移転等

(1) 契約締結後、売買代金の納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡したものとします。

(2) 所有権の移転登記は、市が行います。(市で準備する登記請求書を提出していただきます。)

(3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。

14. 引渡し

(1) 現状有姿のままの引渡しとなります。物件によっては、ブロック塀、アスファルト、コンクリート、埋蔵文化財等がある場合があります。

(2) 越境物等に関する関係者との協議は、全て落札者において行ってください。

(3) 購入者は、契約締結後、物件に隠れた物件の不備（瑕疵）があることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

15. 先着順売り払いについて

入札がない物件は、令和 7 年 11 月 20 日（木）より先着順受付を開始します。

申込受付は日にち単位とし、同一日に同一物件に対して複数の申込があった場合は、くじにより抽選を行い、受付順を決定します。抽選は、申込日から 2 開庁日をめどに実施し、申込者が参加されない場合は、受付事務に携わらない市職員が代わりにくじを引きます。

問い合わせ先

久留米市城南町 15 番地 3 久留米市本庁舎 総務部財産管理課

電話番号 0942-30-9059

FAX 0942-30-9706

入札参加申込書の記入要領及び提出書類

①市有財産競争入札参加申込書【様式 1】

個人の場合、申込人は入札参加申込人本人とし、法人の場合、申込人は本社（店）の代表者としてください。

また、住所については、個人の場合は住民票の住所を、法人の場合は登記簿上の所在地を記入してください。

②入札共有者名簿【様式 1-2】

共有で入札に参加する全員について、必要事項を記入してください。代表者欄には入札参加申込書記載の申込人を記入してください。

③身分証明等（発行後 3 ヶ月以内のもの）

個人の場合は、本籍のある市町村発行の身分（身元）証明書を提出してください。

法人の場合は、法務局発行の法人登記現在事項証明書を提出してください。

④納税証明書等

区分	申請者 発行者	法人の場合	個人の場合
国税	所轄税務署	国税に未納がない証明 （納税証明書その 3 の 3）	国税に未納がない証明 （納税証明書その 3 の 2）
地方税	都道府県税事務所	都道府県税に未納がない証明	都道府県税に未納がない証明
	市町村	市町村税に滞納がない証明	市町村税及び国民健康保険料 （税）に滞納がない証明

提出書類一覧表

番号	提出書類	法人	個人	備考	チェック 欄
1	市有財産競争入札参加申込書【様式 1】	○	○		☐
2	入札共有者名簿【様式 1-2】	△	△	共有で入札する場合	☐
3	身分（身元）証明書	—	○	本籍地の市町村発行	☐
	法人登記現在事項証明書	○	—	法務局発行	☐
4	納税証明書等	○	○	「④納税証明書等」参照	☐
5	役員一覧【様式 4】	○	—		☐

※ ○は、必ず提出が必要なもの。△は、場合によって提出が必要となるもの。

市有財産売買契約書（案）

売出人久留米市（以下「甲」という。）と買受人〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、乙に対し、別紙物件目録記載の土地（以下「売買物件」という。）を売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〇〇円とする。

2 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により、売買契約締結後60日以内に一括して甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約と同時に契約保証金として、金〇〇円以上を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第16条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 甲は、乙が前条に定める売買代金を完納したときは、乙の請求により第1項に定める契約保証金を乙に返還する。ただし、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

4 乙が前条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。乙の責に帰すべき事由により契約が無効又は履行不能となった場合においてもまた同様とする。

5 第1項に定める契約保証金には、利息を付さない。

（所有権の移転及び費用負担）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を甲に納付したときに甲から乙に移転するものとし、売買物件の所有権移転登記は乙の請求により遅滞なく甲が行うものとする。

2 所有権の移転登記に要する登録免許税その他本契約により生じる費用は、乙の負担とする。

3 前号に加えて、物件3の農地は農地法第5条に基づく届出の受理通知書の交付後とする。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転したときに当該物件の所在する場所において、現状有姿のまま乙に引き渡す。

（契約不適合責任の免責）

第7条 乙は、仮契約締結後、譲渡物件に、種類、品質（埋設物を含む。）又は数量その他に関してこの契約に適合しない状態があることを発見しても、甲に対し、追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求、契約解除その他の契約不適合責任を求めることができない。

（条件）

第8条 乙は、所有権移転の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下、暴対法）という。）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

3 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を普通財産譲渡申請書に記載したとおりの用途（以下「申請用途」という。）に供さなければならない。

4 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、第三者へ譲渡し、又は貸し付ける場合には、申請用途を承継させなければならない。

5 乙は、物件を活用して建物を整備する場合には、その建物の高さを地上〇m以下としなければならない。

6 契約物件において乙は、未整備で第三者へ譲渡してはならない。

（申請用途の変更又は解除）

第9条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により、前条第3項に定める申請用途の変更又は解除をする必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

2 甲が、前項の申請に対し承認をする場合には、書面によって行うものとする。

(実地調査等)

第10条 甲は、第8条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は乙に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(契約解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務に違反したとき、又は乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わない。

(1) 暴力団又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等となっているとき。

(4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。

(5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と売買、請負、委託、賃貸借その他一切の契約を締結したとき。

(6) 暴力団員等である事実を知らずに暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずにその者と契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに甲が求めた是正措置を行わないとき。

(7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(10) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(11) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該者と契約を締結したとき。

(12) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに当該者と契約を締結していた場合であって、当該事実の判明後速やかに契約の解除など甲が求めた是正措置を行わないとき。

2 乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として乙に関する役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

3 第1項による解除により甲が返還する金員には利息は付さない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(1) 第8条（第3項を除く。）又は前条第1項各号に定める義務に違反した場合（第4号に該当する場合を除く。） 売買代金の3割

(2) 第8条第3項に定める義務に違反して甲の承認を得ないで申請用途以外の用途に供した場合で甲が悪質と認める場合（第4号に該当する場合を除く。） 売買代金の1割

(3) 第9条又は前条第2項に定める義務に違反した場合（第10条又は前条第2項に定める義務に違反したことのみを理由に本契約が解除された場合を除く。） 売買代金の1割

(4) 前条第1項の規定により本契約が解除された場合 売買代金の3割

2 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定とは解釈しない。

(原状回復義務)

第13条 乙は、本契約が解除されたとき（合意による解除を含む。次条において同じ。）は、甲の指示する期日までに、乙の負担において売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指示する期日までに、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(売買代金の返還)

第14条 甲は、第11条の規定により契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さない。

(費用等の請求権の放棄)

第15条 乙は、本契約が解除されたときは、乙が負担した本契約に要した費用、売買物件に支出した必要費、有益費、公租公課その他売買物件に関して要した一切の費用は、これを甲に請求しない。

(損害賠償)

第16条 乙は、本契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払わなければならない。

(相殺)

第17条 第12条に定める違約金、契約違反による甲の乙に対する損害賠償請求権その他甲の乙に対する金銭支払請求権と、乙の甲に対する売買代金返還請求権は、対当額にて相殺することができる。

(専属的合意管轄裁判所)

第18条 この契約から生ずる一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第19条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 久留米市城南町15番地3
氏 名 久留米市
久留米市長 ○○

乙 住 所
氏 名

物件の表示（別表）

土地

所在及び地番	地目	地積		備考
		公簿（㎡）	実測（㎡）	
久留米市〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇	〇〇	〇〇. 〇〇	〇〇. 〇〇	

市有財産競争入札参加申込書

年 月 日

久留米市長 様

申込人 住 所
 (ふりがな)
 氏 名 印
 (生年月日)
 (連絡先電話番号)

下記の市有財産の一般競争入札に参加したいので申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと並びに入札参加資格に規定する資格を有することを誓約します。

また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

申込	物件 番号	物件の所在地等	地目	実測面積
	1	久留米市城島町下田字六月 355 番 2	宅地	558.99 m ²
	2	久留米市荒木町荒木字山ノ内 1308 番 3	ため池	442.89 m ²
		久留米市荒木町荒木字坂の上 557 番 80	宅地	0.06 m ²
			合計	442.95 m ²

※入札参加を希望する物件の申込欄に「○」印を記入してください。複数物件への申し込みも可能です。

添付書類

- ① 身分証明書（個人の場合）
- ② 法人登記現在事項証明書（法人の場合）
- ③ 国、都道府県、市町村の納税証明書等で以下のもの
 - 国 税…国税に未納税額のない証明（個人：所得税等（納税証明書その 3 の 2））
 （法人：法人税等（納税証明書その 3 の 3））
 - 都道府県税…都道府県税に未納がない証明
 - 市 町 村 税…市町村税及び国民健康保険料（税）に滞納がない証明
- ④ 入札共有者名簿（共有の場合）【様式 1－2】
- ⑤ 役員一覧（法人の場合）【様式 4】

入札共有者名簿

区分	申込者名	登記の際の持分割合
代表者	住 所 (ふりがな) 氏 名 印 (生年月日) (連絡先電話番号)	
共有者	住 所 (ふりがな) 氏 名 印 (生年月日) (連絡先電話番号)	
共有者	住 所 (ふりがな) 氏 名 印 (生年月日) (連絡先電話番号)	
共有者	住 所 (ふりがな) 氏 名 印 (生年月日) (連絡先電話番号)	

(注意事項)

- ・ 代表者欄には「市有財産競争入札参加申込書」【様式 1】の申込人を記入してください。
- ・ 記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。
- ・ 法人の場合は、登記上の住所と代表者名を記載し、その代表者印を押印してください。
- ・ 個人の場合は、印鑑登録された印を押印してください。
- ・ 共有者の全てについて、「久留米市有財産売払一般競争入札募集要項」に記載された必要書類を全て添付してください。

入札書

年 月 日

久留米市長 様

入札者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

1. 対象物件

※ 申込欄のいずれか1つに「○」印を記入してください。

申込	物件 番号	物件の所在地等	地目	実測面積
	1	久留米市城島町下田字六月 355 番 2	宅地	558.99 m ²
	2	久留米市荒木町荒木字山ノ内 1308 番 3	ため池	442.89 m ²
		久留米市荒木町荒木字坂の上 557 番 80	宅地	0.06 m ²
			合計	442.95 m ²

※複数の物件に入札する場合は、物件ごとに入札書等の提出が必要です。

2. 入札価格

金 額									
	億		百万			千			円

市有財産売払公告、久留米市有財産売払一般競争入札募集要項及び市有財産売買契約書（案）を承知のうえ、上記のとおり入札します。

（注1）金額欄の記載例

金 額									
	億		百万			千			円
¥	1	0	0	0	0	0	0	0	0

【様式 4】

役員一覧

(法人名)

役職名	(ふ り が な 氏 名)	生年月日
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平
	()	明・大・昭・平

※応募者が法人の場合のみ提出してください。

【様式 5】

(表)

久留米市長 様

年 月 日

入札保証金納入通知書

久留米市有財産売払一般競争入札の入札を行うに当たって、入札保証金を納入しました。

納入した入札保証金については、私（納入者）が落札者となった場合、売却決定日時まで久留米市が保管し、売却決定後、買受代金に充ててください。

物件番号		
入札保証金納入者 (入札者) ※ 入札保証金納入通知書の納入者名と入札者名は、同一の者でなければなりません。 ※ 法人の場合は、代表者名まで記載して下さい。	住所又は所在地	
	連絡先	TEL :
	ふりがな 氏名又は名称	
	ふりがな 代表者名	
入札保証金額	金	円

※日付と太枠内を全て記入してください。

※複数の物件に入札する場合は、物件ごとに作成してください。

※ 入札保証金納入の際に金融機関から受け取られた振込受付書等の写しを裏面に貼付して下さい。

(裏)

振込受付書等（写し）の貼付箇所

【様式 6】

入札保証金返還請求書

※複数の物件に入札する場合は、物件ごとに作成してください。

金額

	億		百万			千			円
--	---	--	----	--	--	---	--	--	---

(金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。)

件名

久留米市有財産売払一般競争入札に係る入札保証金の返還請求

物件番号「 」

☒口座振込を希望します

金融機関名	銀行										本店 支店
預金種別	普通 ・ 当座				口座番号						
口座名義 (カナ)											

(法人の場合は、法人名が記載された口座名義のもの、個人の場合は、請求者名義のものに限ります。また、口座名義等の記入にあたっては、必ず預金通帳を確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。)

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

住所

氏名

(あて先) 久留米市長

請 求 印